

静岡市賤機都市山村交流センター

指定管理者 募集要項

静岡市環境局 中山間地振興課

1 施設の概要

- | | | |
|-------------|---|---|
| (1) 名 | 称 | 静岡市賤機都市山村交流センター |
| (2) 所 在 地 | | 静岡市葵区牛妻 2352 番地 |
| (3) 規 模 | | 敷地面積 8,504 m ²
センター本棟（木造平屋建 857.92 m ² ）
屋外便所（木造平屋建 1 箇所）
あずまや（木造平屋建 1 箇所）
多目的広場（グラウンド 1 箇所）
足湯（木造平屋建 1 箇所）
駐車場（アスファルト舗装） |
| (4) 内 容 | | 集会室、体験学習室、地域交流室、展示・映像コーナー、浄化槽（合併処理式 100 人槽）、受水槽（1 基 20 t）、防火水槽（1 基 40 t） |
| (5) 建 築 時 期 | | 平成 19 年 3 月 |

2 指定管理業務の内容

- (1) 施設の講座、教室等の開設に関すること。
- (2) 中山間地域の歴史、文化、産業等の紹介に関すること。
- (3) 施設及び市民の憩いの場の提供に関すること。
- (4) その他詳細は別紙仕様書のとおり

3 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで 5 年間

この期間は、静岡市議会での議決により決定します。

4 募集条件

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
- (5) 市内に事務所を有し、事業を行う人材及びネットワーク等を有していること。

5 欠格事項

指定管理者に応募する時点において、団体又はその代表者、役員（以下「代表者等」という。）が、次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

また、複数の団体で構成するグループの場合は、構成員が次のいずれかに該当するときは応募するこ

とができません。

なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体
- (2) 静岡市建築物環境衛生管理業務、警備業務、消防等設備等保守点検業務の委託契約に係る指名停止等措置要綱等に基づき、静岡市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 直近の1年間に於いて、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体
- (4) 会社更生法及び民事再生法による手続をしている団体
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第7条第1項の規定による暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者（団体、代表者等）

6 申請に関する事項

(1) 申請書類

申請時には次の書類を提出してください。提出にあたっては紙媒体で正本1部を提出するとともに、別途メールでデータを提出してください。

ア 静岡市都市山村交流センター指定管理者指定申請書（様式第8号）

イ 静岡市都市山村交流センター事業計画書（様式第9号）

ウ 静岡市都市山村交流センター事業計画に関する収支予算書（様式第10号）

エ その他添付書類

（ア）定款又はこれに準ずるものの謄本

（イ）役員名簿

（ウ）令和5年度から令和7年度（直近3か年）までの貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類

（エ）市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書

（オ）静岡市賤機都市山村交流センターの管理に係る従事（予定）者等の名簿、採用見通し状況及び管理体制組織図等

(2) 申請方法

郵送（書留に限る）又は直接持参

(3) 提出場所

静岡市葵区昭府二丁目14-1（〒420-0871）

北部複合施設 中山間地振興課 施設運営係

(4) 募集期間

令和8年10月30日（金）から令和8年11月30日（月）まで（必着）

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

日曜日、土曜日及び祝日は除く

(5) 質問の受付期間、回答日及び回答方法等

- ア 受付期間 令和8年10月30日（金）から令和8年11月12日（木）まで
各日とも午前8時30分から午後5時15分まで
日曜日、土曜日及び祝日は除く
- イ 提出方法 別紙質問書様式に記入の上、メールにより受付期間内に中山間地振興課へ提出
してください。送付後、必ず到着確認の電話をお願いします。電話でのご質問は
受け付けませんので予めご了承ください。
- ウ 回答日 令和8年11月19日（木）（予定）
- エ 回答方法 質問者及び申請予定団体にメールで回答します。

(6) その他留意事項等

- ア 不正等があった場合の取扱
申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。
- (ア) 複数の事業計画書を提出した場合
- (イ) 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- (ウ) 申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (エ) 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、審査委員会及び指定管理者選定委員会の委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に又は他者を不利にするよう働きかけた場合
- (オ) その他不正な行為があったと市が認めた場合
- イ 申請書類の取り扱い
- (ア) 著作権
申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は審査結果の公表等に必要な場合
その他市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- (イ) 特許権等
申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に
基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じ
た責任は、申請者が負うものとします。
- (ウ) 返却
一度提出された書類は、お返ししません。
- (エ) 申請の辞退
申請書類を提出後辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- ウ 申請に当たっての費用負担
申請に当たって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

静岡市は、申請者から提出された事業計画等について、書類審査及びプロポーザル審査を経て、指定管理者選定委員会へ付議します。これらの手続を経て、選定された指定管理者に関する事項については、市議会に指定管理者の指定議案として上程され、議会の議決を経て市長が指定します。

なお、応募後に応募資格等を満たしていないことが判明した場合は失格となります。

ア 書類審査

所管課で申請者から提出された事業計画書、収支予算書等の書類について審査します。

イ プロポーザル審査

申請者にプレゼンテーション等を行っていただき、審査基準に照らして審査します。日程については後日連絡いたします（令和8年12月11日（金）予定）。

(2) 審査基準

審査項目、配点、比重については、様式第18号のとおりとします。

(3) 選定方法

書類審査及びプロポーザル審査の審査結果に基づき、指定管理者選定委員会において指定管理者（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに文書でお知らせします。

(4) 指定管理者の決定

指定管理者選定委員会で選定された指定管理者（候補者）は、市議会（令和9年2月議会を予定）に議案上程され、議案議決により指定管理者として決定されることとなります。

なお、申請者の中に指定管理者としてふさわしいと市が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定は行いません。

市議会での議決事項は次のとおりです。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

イ 指定管理者に指定する団体の名称

ウ 指定期間

(5) 選定結果の公表

選定結果（申請団体の名称、評価点等）については、市議会での議決後、市ホームページで公開します。

8 協定等の締結

指定管理者の指定後（令和9年3月下旬を予定）、指定管理料や業務の詳細を定めるため、別添「協定書（案）」のとおり静岡市と協定を締結します。

なお、協定の期間は4月1日から3月31日までとし、指定期間中の年度ごとに締結します。

9 その他

(1) 情報の公開

指定期間中の毎年度終了後に年度評価を、指定期間が満了する年度に総合評価を実施し、それぞれの結果を市のホームページで公表します。

また、収支状況報告書等の市に提出された文書については、指定管理者のノウハウ等であって、公にすることにより、当該申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開する場合があります。

(2) 指定取消等

当該指定管理者に指定管理を継続させることが適当でないと認められる場合には、指定を取り消すことや期間を定めて業務の一部又は全部を停止することがあります。

また、指定期間中に施設が廃止された場合は指定が終了になります。

(3) 問合せ先

〒420-0871 静岡市葵区昭府二丁目 14-1

静岡市環境局 中山間地振興課 施設運営係

電話 054-294-8806

E-mail chuusankanchi@city.shizuoka.lg.jp

様式第8号(第9条関係)

静岡市都市山村交流センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地

(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

~~静岡市豊科都市山村交流センター~~・静岡市賤機都市山村交流センターの指定管理者の指定を受けた
いので、静岡市都市山村交流センター条例第17条及び静岡市都市山村交流センター条例施行規則第9条
の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

静岡市都市山村交流センター事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)

実施体制図

特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

静岡市都市山村交流センター事業計画に関する収支予算書

収入			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

支出			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

質 問 書

令和 年 月 日

静岡市中山間地振興課 あて

送信者
会社(団体)名

職・氏名

連絡先 (— —)

静岡市賤機都市山村交流センターの指定管理者応募に際し、次のとおり質問します。

項 目 _____ について

内 容

項 目 _____ について

内 容

※chuusankanchi@city.shizuoka.lg.jp あてにお送りください。

※お手数でも本書を送信した旨、お電話（054-294-8806）にてご連絡をお願いします。

※質問に対しては、11月19日（木）までを目途にメールで回答します。